



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚労省老健局に要望書を提出 人々の安心な暮らしと尊厳を守る 訪問看護の体制整備と人材確保を

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員74万人）は5月27日、厚生労働省の大島一博老健局長に「2020年度予算・政策に関する要望書」を提出し、地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問看護の提供体制をより一層、推進するための「訪問看護推進総合計画」の策定を強く求めました。

厚労省の「医療従事者の需給に関する検討会」では、2025年に必要な訪問看護従事者の数を約12万人と推計しています。しかし、現状では約5万人にとどまっていることから、福井会長は、目標値や戦略を地域ごとに示した「訪問看護推進総合計画」を策定し、計画の推進に向けて各都道府県での拠点となる訪問看護総合支援センター（仮称）を創設することを要望しました。

これに対し、大島局長は「（訪問看護師の確保のためには）確かに何らかの仕掛けが必要。重要な要望だ」と応じました。

さらに、荒木暁子常任理事は「管理者が地域のニーズを把握できている訪問看護ステーションでは、認知症の予防やがん患者の家族への支援など、より良いケアにつなげている事例がある」と述べ、管理者の力量形成に向け、訪問看護ステーションの指定基準における管理者要件として、所定の研修を修了することを加えるよう求めました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介くださいますようお願い申し上げます。



大島局長に要望書を手渡す福井会長（右）

《要望事項》

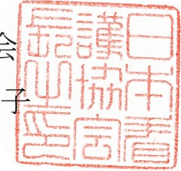
1. 訪問看護提供体制の推進（「訪問看護推進総合計画」の策定）
2. 訪問看護ステーションにおける管理者育成
3. 介護施設等における利用者の安全を守るための体制整備

令和元年 5月 27日

厚生労働省

老健局長 大島 一博 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

高齢・多死社会の到来を控え、住み慣れた地域での在宅療養を最期まで支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、在宅・介護領域の看護サービスの整備は喫緊の課題です。

地域で安心と尊厳ある生活を支えていくための訪問看護の体制整備と人材確保に、引き続きのご支援をお願いいたします。

つきましては、2020年度予算案の編成に際し、以下の事項についてご検討ならびにご配慮を賜りますよう、要望いたします。

重点要望事項

訪問看護提供体制の推進（「訪問看護推進総合計画」の策定）

要 望 事 項

1. 訪問看護提供体制の推進(「訪問看護推進総合計画」の策定)
2. 訪問看護ステーションにおける管理者育成
3. 介護施設等における利用者の安全を守るための体制整備

要望1

訪問看護提供体制の推進(「訪問看護推進総合計画」の策定)

- 1) 地域における訪問看護提供体制の推進を後押しする「訪問看護推進総合計画」の策定と財源を確保されたい。
- 2) 「訪問看護推進総合計画」を推進するため訪問看護総合支援センター(仮称)(全国及び都道府県)の創設を検討されたい。
- 3) 厚生労働省の訪問看護に係る組織体制を明確化し、訪問看護施策を推進するための部署横断的な組織体を設置されたい。

2025年の訪問看護従事者の必要数は約12万人と推計され、現状(2018年)の訪問看護従事者数約5万人からは少なくとも「倍増」ないしそれ以上の人材確保が喫緊の課題である(図)。

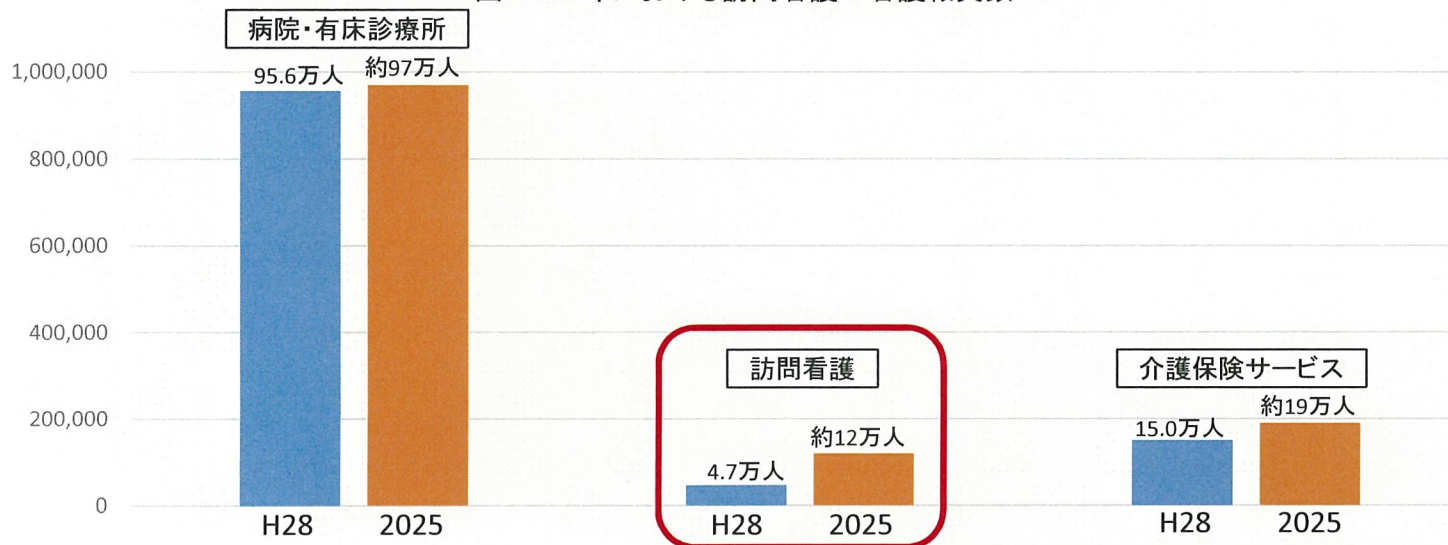
1. 「訪問看護推進総合計画」に盛り込まれるべき具体的内容: 例

- 看護職員数等の目標値と戦略の策定: 都道府県医療計画における訪問看護師確保計画を記載
- 訪問看護ステーションの大規模化の推進: 地域医療介護総合確保基金等による支援、小規模事業者の統合・再編策の推進
- 病院からの訪問看護の推進: 地域医療支援病院、公的病院等の役割の見直し。訪問看護の推進を役割に付加
- 研修の緊急かつ大幅な増加: 管理者研修、訪問看護師養成講習会等
- 人材確保が困難な地域や訪問看護業務にかかる移動が非効率な地域における看護提供体制の充実・強化

2. 訪問看護総合支援センター(仮称)の具体的内容: 例

- ICT化の推進
- 業務効率化を図るための体制整備: 小規模の複数事業所や法人間で間接部門(人事・経理・法務・財務・総務等)の共同実施

図 2025年における訪問看護の看護職員数



出典: 医療従事者の需給に関する検討会 第5回看護職員需給分科会

要望2

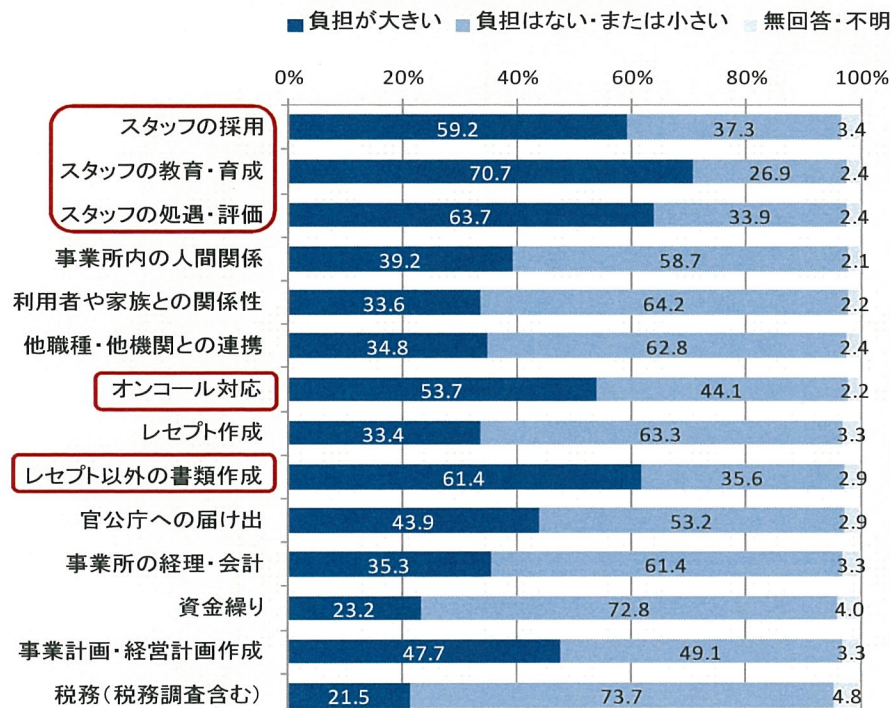
訪問看護ステーションにおける管理者育成

訪問看護ステーションの運営強化に資する指定基準(管理者)の改正

● 訪問看護ステーションの指定基準にある管理者要件において、「所定の管理者研修の修了者であること」を、定められたい。

- 訪問看護ステーションの大規模化の推進、人材育成や地域連携の構築は、管理者の力量に拠るところが大きいですが、近年の訪問看護ステーションの増加にとまない、訪問看護や管理業務の経験がないまま管理者に就任し、事業所の運営に苦慮するケースもある。(図)
- 管理者になった際の管理者研修の受講状況をみると、全体で7割以上が、外部あるいは事業所(法人)内で管理者研修を受講している。一方で5人以下の小規模な訪問看護ステーションでは、管理者研修の未受講が約4割。規模が小さくなるほど、管理者研修を受講できていない。(表)
- 訪問看護ステーションの管理者については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)で定められ、(管理者)第六十一条の3において、「指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者」とされている。
- 第六十一条の3に「所定の管理者研修を修了した者であること」を記載されたい。

図 管理・運営で負担が大きいと感じる業務



出典：2014年訪問看護実態調査、日本看護協会

表 訪問看護ステーションの職員総数と管理者研修の受講(複数回答)

	外部の管理者研修を受けた	事業所(法人)内で管理者研修を受けた	特に管理者研修は受けていない	無回答・不明	計
3~5人	50	9	42	4	103
	48.5%	8.7%	40.8%	3.9%	100.0%
6~9人	104	28	57	12	189
	55.0%	14.8%	30.2%	6.3%	100.0%
10~14人	80	22	28	6	127
	63.0%	17.3%	22.0%	4.7%	100.0%
15人以上	81	20	16	5	111
	73.0%	18.0%	14.4%	4.5%	100.0%
無回答・不明	31	6	13	5	51
	60.8%	11.8%	25.5%	9.8%	100.0%
計	346	85	156	32	581
	59.6%	14.6%	26.9%	5.5%	100.0%

出典：2014年訪問看護実態調査、日本看護協会

要望3

介護施設等における利用者の安全を守るための体制整備

介護施設等から報告された介護事故の情報等を再発防止につなげる仕組みのあり方の検討

- 地域包括ケアシステムが推進され、今後、さらに介護施設等でも医療依存度の高い利用者が増加することが予測される。介護施設等における利用者の安全を確保することは喫緊の課題である。
- 介護保険事業者が市町村に対して事故の報告をすることは、省令で定められているが、報告された事故情報について、約半数の市町村で集計や分析はされていない。また、報告された事故情報の活用として、約4割が施設への指導や支援などの個別対応に留まっている。また、約3割が活用していない。
- そこで、今後は、事故から学び再発防止につなげる目的で事故情報を収集・分析し、再発防止策を現場に広くフィードバックする仕組みが求められる。厚生労働省において関係部署が連携し、介護施設等における事故情報の実態を一元的に把握、分析した上で、検討会を設置し、未然防止・再発防止につなげるための仕組みの構築および介護施設等の体制整備に関して検討することを要望する。

介護老人福祉施設における安全・衛生管理のあり方についての調査研究事業(市町村票)

図 市区町村に報告された介護事故情報の集計・分析状況 (回答件数1,173)

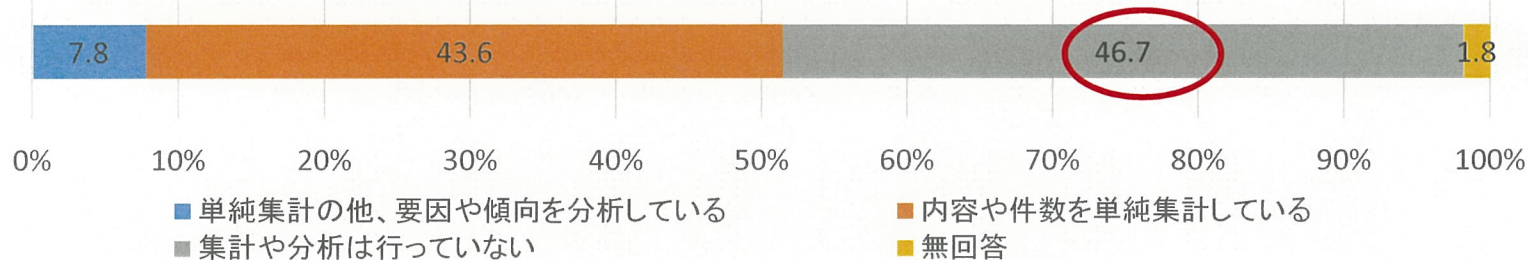
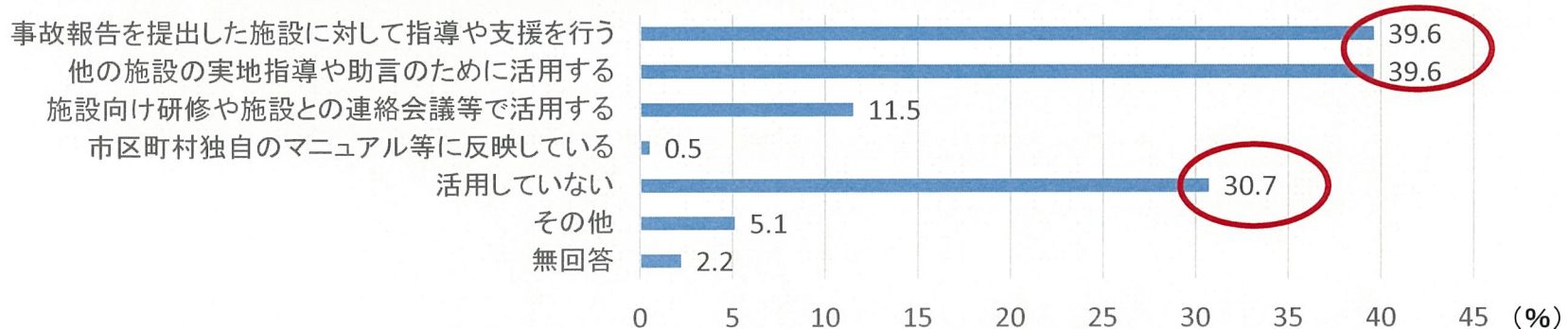


図 市区町村における介護事故情報の活用状況(複数回答)(回答件数1,173)



出典: 第170回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-6(6)